

読み上げる

悪臭の規制基準について

[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2012年9月10日更新

悪臭防止法の規制基準

○法第4条第二項第一号に定める基準：臭気指数15

○法第4条第二項第二号に定める基準：法第4条第二項第一号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第三十九号）第六条の二に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数

○法第4条第二項第三号に定める基準：法第4条第二項第一号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第六条の三に定める方法により算出した臭気指数

公害防止条例の規制基準

○敷地境界線上の規制基準：臭気指数15

○気体排出口の規制基準：悪臭防止法第4条第二項第一号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第三十九号）第六条の二に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数

○排水水の規制基準：臭気指数31

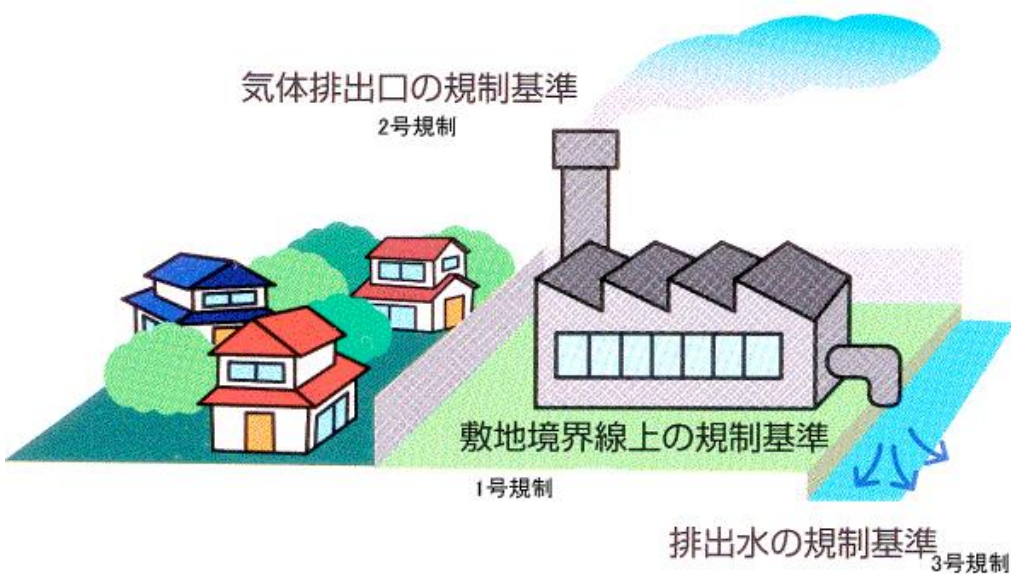
臭気指数規制（悪臭防止法と県公害防止条例）

平成7年に悪臭防止法の一部が改正され、従来の特定の物質濃度に着目した規制（物質濃度規制）に加えて、人の嗅覚を用いて測定する方法による規制手法（臭気指数規制）が導入された。両規制手法ともに敷地境界、気体排出口、排水水の3つの規制基準が定められています。ただし、同一の地域にあつては、特定悪臭物質濃度による規制もしくは、臭気指数規制による規制のいずれかの規制を行い、二重規制することはできません。

宮城県では従来、化製場（魚腸骨処理場等）については、物質規制では不十分なため、あえて法の規制地域から除外し、条例に基づく指導を行ってききましたが、臭気指数規制が盛り込まれたことにより、臭気指数規制の採用と指定地域の一部拡大を実施し、平成15年3月31日告示し、同年10月1日より施行しています。

また、県内同一の測定方法を採用するため、公害防止条例で採用している五点比較式臭袋法を悪臭防止法と同じ三点比較式臭袋法を採用し、平成16年4月1日から施行しています。

悪臭防止法第4条各号の概念図



1. 1号規制基準（敷地境界の規制基準）→ 事業場の敷地境界における基準
2. 2号規制基準（気体排出口の規制基準）→ 煙突等からの臭気の最大着地点での値が1号規制の値と同等になるための気体排出口での基準
3. 3号規制基準（排水水の規制基準）→ 事業場外に排出される排水による臭気の値が、1号規制の値と同等になるための排水水の基準

このページに関するお問い合わせ先

環境対策課

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

大気環境班

Tel : 022-211-2665

Fax : 022-211-2696

[メールでのお問い合わせはこちら](#)